

# 確定申告はお

## 町県民税

### オートバイの 廃車などの 手続きはお早めに！

オートバイ（125CC以下）の所有者の変更や廃棄処分などをした場合には、税務課で手続きをしてください。

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されますので、盗難や人に譲ったりしたときは、早めに手続きをしてください。  
【問合せ】税務課（内線261～263）

### 納税は便利な 口座振替で！

町税などの納付は便利・安心・確実な口座振替をご利用ください。

手続きは、通帳とお届け印を持って、金融機関で簡単にできます。ぜひ、ご利用ください。

【問合せ】税務課（内線261～263）

### 青色申告会確定 申告指導会場を ご利用ください。

【申告受付期間及び時間】

3月15日(木)まで  
(期間中は土日も受付)  
9:00～17:00

(無料)

【会場】納税センター・青色会館  
(旧県合同庁舎)5階大ホール

【問合せ】(社)小田原青色申告会  
☎24-2613

### にせ税理士に注意してください！

～「税務署名」をかたった  
不審な電話にご注意ください～

納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成及び税務相談は、税理士の資格が必要です。税金の申告手続きを依頼するときは、資格をもった税理士であるかどうかよく確認してください。

税務職員をかたって現金自動預け払い機(ATM)を操作させ、振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。また、最近では、国税局をかたった偽装文書が送付されるなど、新たな「振り込め詐欺」も発生しています。

<税務署や国税局では>

- ①還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。
- ②国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。
- ③フリーダイヤルへの連絡を求めることはありませんのでご注意ください。

上記内容を求める不審な電話があった場合は、指示された電話番号に連絡することなく、最寄りの税務署まで電話等によりお問い合わせください。

【問合せ・連絡先】小田原税務署総務課☎35-4511

### 土地価格等縦覧帳簿・ 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

平成19年度固定資産税の土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を実施します。

縦覧期間中は、納税者が自己の土地又は家屋の価格(評価額)と他の土地又は家屋の価格(評価額)を土地価格等縦覧帳簿や家屋価格等縦覧帳簿により比較することができます。

また、自己の所有する固定資産の平成19年度の課税内容についても、固定資産課税台帳により確認することができます。

その他、土地の評価に係る標準地・路線価図についても閲覧ができます。

【縦覧期間】4月2日(月)～5月31日(木)(土日祝日を除く)  
8:30～17:15

【縦覧場所】湯河原町税務課(役場第2庁舎1階)

【縦覧対象者】

湯河原町に土地又は家屋を所有し、平成19年度に固定資産税を納税する方(同居の親族、納税者から文書で委任された方、納税管理人、固定資産の共有者は可)

縦覧時には、本人確認のため、免許証、パスポート、平成19年度固定資産税納税通知書など本人を確認できるものを提示していただきます。

【問合せ】税務課(内線265～267)